

ビキニ被災船員に損失補償を 高知地裁で第2回口頭弁論



第2回口頭弁論に向かう原告と支援者 (2022.9.2・高知地裁)

請求権 20年で失効は 信義則違反・権利の乱用

● 9月2日、1954年3月に米国の水爆実験で被ばくした高知県内の元船員と遺族ら19人が国に対して損失補償を求める第2回口頭弁論が高知地裁で行われ私も傍聴・応援に行きました。元船員側は、日米両政府が200万ドルで政治決着した事で米国に損害賠償を求めることができなくなったとして、憲法29条3項に基づく損失補償を求めています。

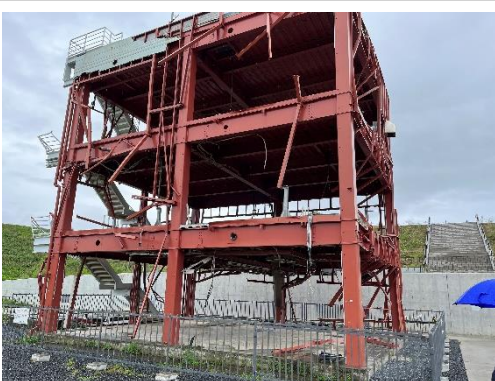
●原告弁護団長の南拓人弁護士は、

①被告(国)の「原告の損害賠償請求権は私有財産に該当しない」との主張に対して、「純然たる債権であり、日米が政治決着し損害賠償権を放棄したのは、私有財産に対する特別の犠牲にあたる」

②被告(国)側の「請求権が消滅する20年の除斥期間を過ぎた」とする主張に対し、「20年の期間制限を主張するのは信義則違反、権利の乱用、仮に適用するとしても起算点はビキニ事件の資料が公開され元船員が被ばくを知った2014年9月にすべきだ」「被告(国)側の主張は正義、公平に著しく反する」

③被告(国)側は「危険区域を周知していた」というが国が主張する「周知」は「官報」での告示にすぎず、理由も「兵器の実験」だけで水爆実験となっていなかった。と強く主張しました。

●裁判後の報告集会で、私は、元船員など11名が労災適用を求め東京地裁で7月26日に開かれた裁判の報告を行いました。原告団長の下本節子さんが裁判への決意を語りました。



県議会危機管理文化厚生委員会
委員会で被災各地へ。凄まじい被害の遺跡を前に想定外を想定した平時の取組の重要性を改めて痛感です。



★大川小学
校や南三陸
町役場など
東日本大震
災被災地へ

カラリン
にやんでも通信